

鹿屋市告示第 142 号

鹿屋市保育所等における I C T 化推進事業費補助金交付要綱を次のように
定めた。

令 和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令 和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市保育所等における I C T 化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育所等、認可外保育施設及び乳児等通園支援事業所における I C T 化を推進し、保育士等の業務負担の軽減及び利用者等の利便性の向上を図ることを目的とし、保育所等、認可外保育施設及び乳児等通園支援事業所を運営する者に対し、予算の範囲内において保育所等 I C T 化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 6 項に規定する認定子ども園及び法第24条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所であって鹿屋市特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則（平成27年鹿屋市規則第21号）第 3 条の規定による確認を受けた事業所をいう。
- (2) 認可外保育施設 法第59条の 2 の規定に基づき、県知事の認可を得て設置した認可外保育施設をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業所 法第 6 条の 3 第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う事業所であって鹿屋市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則（令和 8 年鹿屋市規則第22号）第 3 条の規定による確認を受けた事業所をいう。

(補助金交付の対象事業)

第 3 条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、保育所等、認可外保育施設及び乳児等通園支援事業所が、当該施設内における業務の I C T 化を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減及び利用者等の利便性の向上を図ることを目的として行う、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 保育所等における業務の I C T 化を行うため、次のアからエまでに掲げる機能を有するシステムを導入する事業（以下「システムの導入」という。）

ア 保育に係る計画・記録に関する機能

イ 園児の登園及び降園に関する機能

ウ 保護者との連絡に関する機能

エ キャッシュレス決済に関する機能

(2) 乳児等通園支援事業所におけるＩＣＴ機器（以下「こども誰でも通園制度のＩＣＴ導入」という。）を導入する事業

(3) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器を導入する事業（以下「医療的ケア児のＩＣＴ導入」という。）

(4) 保育士等の研修のオンライン化事業（以下「研修オンライン化のＩＣＴ導入」という。）

(5) 認可外保育施設における業務のＩＣＴ化を行うため、次のアからウまでに掲げる機能を有するシステムを導入する事業（以下「認可外保育施設のシステム導入」という。）

ア 保育に係る計画・記録に関する機能

イ 園児の登園及び降園に関する機能

ウ 保護者との連絡に関する機能

（補助対象者）

第４条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存する補助事業を実施する保育所等、認可外保育施設及び乳児等通園支援事業所の設置者とする。

２ 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

(2) 法第２条第６号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団、暴力団員又は次に掲げる団体と密接な関係を有する団体

ア 暴力団が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) システムの導入 導入に要した実支出額と、別表に定める額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額

(2) こども誰でも通園制度のICT導入 導入に要した実支出額と20万円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額

(3) 医療的ケア児のICT導入 導入に要した実支出額と20万円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

(4) 研修オンライン化のICT導入 導入に要した実支出額と400万円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額。ただし、保育所等の合計実支出額が400万円を超え、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し少ない方となった場合、各保育所等における額は市長が定めるものとする。

(5) 認可外保育施設のシステム導入 導入に要した実支出額と20万円を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金

等交付申請書（規則別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 鹿屋市保育所等におけるICT化推進事業計画書（別記第1号様式）

(2) 収支予算書（規則別記第2号様式）

(3) 事業実施にかかる費用の見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請において、補助金に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、第14条のとおりとする。

（事前着手）

第8条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象としない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、第7条による交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

（決定の通知）

第10条 市長は、前条による補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（規則別記第3号様式）により、申請者に通知する。

（事業の推進）

第11条 第9条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従って当該事業を適切に推進しなければならない。

（交付決定の変更の承認申請）

第12条 補助事業者は、第7条に規定する申請の内容を変更し、又は事業を中止するときは、速やかに承認申請書（規則別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の承認申請があったときは、その内容を審査の上、承認又は不承認の別を決定し、その旨を承認決定通知書（規則別記第5号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（規則別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 鹿屋市保育所等におけるICT化推進事業報告書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（規則別記第2号様式）
- (3) 事業完了の確認ができる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第14条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前条の規定による実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（別記第3号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、補助金返還相当額を市に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、第13条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（規則別記第11号様式）により補助金の額を通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交

付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

（補助金の交付請求）

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（規則別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の進捗を図るため補助金の額の確定前に交付する必要があると認めるときは、当該補助事業者の請求に基づき、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により補助金を交付することができる。

3 市長は、概算払を行った補助金について、第15条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付について第1項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(報告、検査及び指示)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他の関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第22条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う

3 第20条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

システムに付与される、第3条第1号アからエまでに掲げる機能の数

	補助基準額(端末購入等を行わない場合)	補助基準額(端末購入等を行う場合)
1 機能を導入する場合	20 万円	70 万円
2 機能を導入する場合	40 万円	90 万円
3 機能を導入する場合	60 万円	110 万円
4 機能を導入する場合	80 万円	130 万円

別記

第 1 号様式（第 7 条関係）

事業計画書

1 導入計画		
施設名		
対象事業及び導入に要する経費	☐ (1) システムの導入(保育所等)	円
	☐ ア 保育に関する計画・記録に関する機能	円
	☐ イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能	円
	☐ ウ 保護者との連絡に関する機能	円
	☐ エ キャッシュレス決済に関する機能	円
	(端末購入予定の有無 ☐ 有 ☐ 無)	
	☐ (2) こども誰でも通園制度のICT導入	円
	☐ (3) 医療的ケア児のICT導入	円
	☐ (4) 研修オンライン化のICT導入	円
	☐ (5) システムの導入(認可外保育所)	円
☐ ア 保育に関する計画・記録に関する機能	円	
☐ イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能	円	
☐ ウ 保護者との連絡に関する機能	円	
(端末購入予定の有無 ☐ 有 ☐ 無)		

2 交付申請額内訳							
(1) システムの導入(保育所等)							
導入する機能	導入に要する経費 ①	収入額 ②	差引額 ③(①－②)	限度額 ④※	補助基準額 ⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合 ⑥	補助額 ⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨
ア 保育に関する計画・記録に関する機能			0			3/4	
イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能			0				
ウ 保護者との連絡に関する機能			0				
エ キャッシュレス決済に関する機能			0				

※④限度額算出方法		
	端末購入等を行わない場合	端末購入等を行う場合
1機能を導入する場合	200,000円	700,000円
2機能を導入する場合	400,000円	900,000円
3機能を導入する場合	600,000円	1,100,000円
4機能を導入する場合	800,000円	1,300,000円

(2) こども誰でも通園制度のICT導入						
導入に要する経費①	収入額②	差引額③ (①－②)	限度額④	補助基準額⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合⑥	補助額⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨
		0	200,000		3/4	

(3) 医療的ケア児のICT導入						
導入に要する経費①	収入額②	差引額③ (①－②)	限度額④	補助基準額⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合⑥	補助額⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨
		0	200,000		10/10	

(4) 研修オンライン化のICT導入						
導入に要する経費①	収入額②	差引額③ (①－②)	限度額④	補助基準額⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合⑥	補助額⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨
		0	4,000,000※		10/10	

※1自治体あたりの限度額

(5) システムの導入						
導入に要する経費①	収入額②	差引額③ (①－②)	限度額④	補助基準額⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合⑥	補助額⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨
		0	200,000		3/4	

第 2 号様式（第13条関係）

事業実績報告書

1 導入実績		
施設名		
対象事業及び導入に要した経費	☐ (1) システムの導入(保育所等)	円
	☐ ア 保育に関する計画・記録に関する機能	円
	☐ イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能	円
	☐ ウ 保護者との連絡に関する機能	円
	☐ エ キャッシュレス決済に関する機能	円
	(端末購入予定の有無 ☐ 有 ☐ 無)	
	☐ (2) こども誰でも通園制度のICT導入	円
	☐ (3) 医療的ケア児のICT導入	円
	☐ (4) 研修オンライン化のICT導入	円
	☐ (5) システムの導入(認可外保育所)	円
☐ ア 保育に関する計画・記録に関する機能		円
☐ イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能		円
☐ ウ 保護者との連絡に関する機能		円
(端末購入予定の有無 ☐ 有 ☐ 無)		

2 実績額内訳								単位 (円)
(1) システムの導入(保育所等)								
導入した機能	導入に要した経費 ①	収入額 ②	差引額 ③(①－②)	限度額 ④※	補助基準額 ⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合 ⑥	補助額 ⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨	
ア 保育に関する計画・記録に関する機能			0					
イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能			0			3/4		
ウ 保護者との連絡に関する機能			0					
エ キャッシュレス決済に関する機能			0					

※④限度額算出方法		
	端末購入等を行わなかった場合	端末購入等を行った場合
1機能を導入した場合	200,000円	700,000円
2機能を導入した場合	400,000円	900,000円
3機能を導入した場合	600,000円	1,100,000円
4機能を導入した場合	800,000円	1,300,000円

(2) こども誰でも通園制度のICT導入							単位 (円)
導入に要した経費①	収入額②	差引額③ (①－②)	限度額④	補助基準額⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合⑥	補助額⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨	
		0	200,000		3/4		

(3) 医療的ケア児のICT導入							単位 (円)
導入に要した経費①	収入額②	差引額③ (①－②)	限度額④	補助基準額⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合⑥	補助額⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨	
		0	200,000		10/10		

(4) 研修オンライン化のICT導入							単位 (円)
導入に要した経費①	収入額②	差引額③ (①－②)	限度額④	補助基準額⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合⑥	補助額⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨	
		0	4,000,000※		10/10		

※1自治体あたりの限度額

(5) システムの導入							単位 (円)
導入に要した経費①	収入額②	差引額③ (①－②)	限度額④	補助基準額⑤ (③と④を比較して少ない額)	補助割合⑥	補助額⑦ (⑤×⑥) ※1,000未満切捨	
		0	200,000		3/4		

第3号様式（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知があった鹿屋市保育所等におけるICT化推進事業費補助金について、鹿屋市保育所等におけるICT化推進等事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金額（補助金額確定額）	円【A】
2 補助金額確定時における消費税仕入控除税額等	円【B】
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額等	円【C】
4 補助金返還相当額	円【C－B】
5 添付書類	※いずれか該当する者にチェックをしてください。 ☐ 3の消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額等が発生する場合 ・積算内訳等が分かる資料 ・その他市長が必要と認めるもの ☐ 3の消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額等が発生しない場合 ・理由を記入 ()